

郡山市子育て応援給付金給付事業実施要綱

令和2年8月31日 制定
令和4年12月21日一部改正
令和6年2月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の生活を応援するとともに、家庭において保育をしている世帯の負担軽減を図るため、郡山市子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「家庭保育」とは、次の各号に掲げるいずれの施設も利用せずに児童を保育することをいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- (3) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- (4) 法第7条に規定する障害児入所施設
- (5) 法第39条第1項に規定する保育所
- (6) 法第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定による届出をした施設
- (7) 事業を行う者が、事業所の従業員のために設置する施設であって、当該従業員のみが利用できる施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により市町村長が特定地域型保育事業者の確認を行った法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を除く。）
- (8) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7号に規定する幼保連携型認定こども園
- (9) 認定こども園法第3条第1項及び第3項の規定による認定を受けた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
- (10) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（前号に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を除く。）

(支給対象者)

第3条 給付金の対象者は、令和6年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録があり、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつ、生計を同じくする父母等で、令和6年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録がある者とする。

(支給額)

第4条 前条に掲げる者に対して支給する給付金の額は、児童1人につき15,000円とする。

(支給対象者に対する支給の通知等)

第5条 市長は、第3条に掲げる者で、本市から当該児童に係る児童手当を受給している者に対し、給付金の支給を通知するものとする。

2 前項の規定による支給対象者は、前項の通知を受けたときは、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給するものとする。

(支給対象者に対する支給の方法)

第6条 前条第3項の規定による給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合は第2号に掲げる支給方式により、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合は第3号に掲げる支給方式により行う。

(1) 児童手当口座振込方式 令和6年1月1日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出し、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請受付開始日及び申請期限)

第7条 第3条に掲げる者で、本市から児童手当を受給していない者に対して支給する給付金に係る申請受付開始日は、令和6年4月1日とする。

2 給付金の申請期限は、災害その他やむを得ない理由により申請することが困難な場合を除き、令和6年12月31日までとする。

(申請及び支給の方式)

第8条 前条第1項の規定による給付金の支給対象者は、郡山市子育て応援給付金給付申請書(第1号様式)により申請を行うものとする。

2 前条第1項の規定による支給対象者による申請及び給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第9条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、給付金を支給するものとする。

(家庭保育実施者への給付金の追加支給)

第11条 第5条第3項又は前条の規定により給付金の支給決定を受けた者で、令和6年1月1日時点で5歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を令和6年1月1日時点で家庭保育しているものに対し、追加給付金を支給する。

(追加支給額)

第12条 前条に掲げる者に対して支給する追加給付金の額は、児童1人につき10,000円とする。

(追加給付金の申請受付開始日及び申請期限)

第13条 第11条に掲げる者に対して支給する追加給付金に係る申請受付開始日は、令和6年5月7日とする。

2 追加給付金の申請期限は、災害その他やむを得ない理由により申請することが困難な場合を除き、令和6年12月31日までとする。

(追加給付金の申請及び支給の方式)

第14条 前条第1項の規定による追加給付金の支給対象者は、郡山市子育て応援給付金(家庭保育)給付申請書(第2号様式)により申請を行うものとする。

2 前条第1項の規定による支給対象者による申請及び追加給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、給付金の振込口座に対して支給する方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、給付金の振込口座に対して支給する方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(追加給付金の代理による申請)

第15条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(追加支給の決定)

第16条 市長は、第14条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、追加給付金を支給するものとする。

(給付金等に関する周知)

第17条 市長は、給付金給付事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第18条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第3条に掲げる者で、本市から児童手当を受給していない者から第7条に規定する申請期限までに第8条第1項の規定による申請が行われなかった場合及び第11条に掲げる者から第13条に規定する申請期限までに第14条第1項の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金及び追加給付金（以下「給付金等」という。）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する指定口座に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和7年1月31日までに指定口座への振込が口座解約、変更等によりできない場合は、給付金の支給は行わない。

(不当利得の返還)

第19条 市長は、給付金等の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者に対し、給付を行った給付金等の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第20条 給付金等の支給を受ける権利は、他人に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、給付金等の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

郡山市子育て応援給付金給付申請書

1. 申請者（本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード（表面）等の写し）を添付）

下記事項に同意の上、申請します。

		対象児童との続柄	父・母・その他（ ）
フリガナ		住所	郡山市
氏名 （※署名）			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	電話番号	
※宛名コード			

2. 振込先口座（通帳・カード等の金融機関名・口座番号・口座名義人のカナ氏名がわかるものの写しを添付）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めで記入	口座名義（フリガナ） ※申請者本人名義に限る
銀行・信金・ 信組・信連・ 農協・漁協	本店・支店・ 本所・支所・ 出張所	普通口座に 限る		

3. 対象児童

氏名	生年月日	住所
	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と別住所（住所 ）
	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と別住所（住所 ）
	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と別住所（住所 ）
	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と別住所（住所 ）

4. 児童手当の受給状況

- 受給していない（所得上限限度額を超えている）
 公務員のため、所属庁から受給している
 郡山市以外の市区町村から受給している（受給者(父母等)が単身赴任で市外に在住）

◎同意事項

- (1)対象児童と生計が同一であり、対象児童を監護しています。
(2)支給要件の該当性等を審査するため、郡山市が必要な住民基本台帳情報の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
(3)給付金の支給後、本申請書の記載内容について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
(4)他の親権者・保護者等と重複して申請があった場合には、当該申請を行った当事者間で調整します。その場合、先に申請のあったものを優先とし、後に申請のあったものについては申請を無効として取り扱うことに同意します。

申請日 令和 年 月 日

郡山市子育て応援給付金 (家庭保育) 給付申請書

1. 申請者

※郡山市子育て応援給付金 (15,000 円) の受給者と同一の方としてください。

下記事項に同意の上、申請します。

		対象児童との続柄	父 ・ 母 ・ その他 ()
フリガナ			住所 郡山市
氏名 (※署名)			
生年月日	昭和・平成	年 月 日	電話番号
※宛名コード			

2. 振込先口座

※郡山市子育て応援給付金 (15,000 円/人) と同一口座

3. 対象児童

氏名	生年月日	住所	1月1日時点で家庭保育に該当している場合は○を入れてください
	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と別住所 (住所)	
	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と別住所 (住所)	
	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と別住所 (住所)	
	平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と別住所 (住所)	

◎同意事項

- (1)対象児童と生計が同一であり、対象児童を監護しています。
- (2)支給要件の該当性等を審査するため、郡山市が必要な住民基本台帳情報の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)給付金の支給後、本申請書の記載内容について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- (4)他の親権者・保護者等と重複して申請があった場合には、当該申請を行った当事者間で調整します。その場合、先に申請のあったものを優先とし、後に申請のあったものについては申請を無効として取り扱うことに同意します。